

# 一般財団法人生産開発科学研究所における 公的研究費に係る不正防止対策に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、国や関係団体から配分される公的研究費（以下、「公的研究費」という。）について、一般財団法人生産開発科学研究所（以下、「生研」という。）において適正に運営・管理するために必要な事項を示し、研究活動の不正行為や研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

2 この規程において、「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(最高管理責任者)

**第3条** 理事長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任を負う。

2 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

**第4条** 専務理事は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、公的研究費の運営・管理について生研全体を統括し、研究費の不正使用を防止するため、適切な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、生研全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者等)

**第5条** 管理課長は、コンプライアンス推進責任者として公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる職員・非常勤所員及び共同研究者(以下、「研究者等」という。)に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (2) コンプライアンス教育の受講の機会等に公的研究費の運営・管理に関わる研究者等から不正を行わない旨の誓約書を徴取する。
  - (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
  - (4) 自己の管理監督又は対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者が指名する者とし、コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンスの推進業務を行う。

(各責任者の責務)

**第6条** 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、処分の対象となることに留意するものとする。

(研究者等の責務等)

- 第7条** 研究者等は、公的研究費の執行に当たっては、この規程とともに関係法令及び生研の関係規程等を遵守し、公平かつ適正に取り扱い、不正行為を行ってはならない。又、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保する為、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
  - 3 研究者等が公的研究費の不正使用を行った場合は、誓約書に基づく処分を行うものとする。

(ルールの明確化・統一化)

**第8条** 最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下、「使用ルール等」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に周知を図る。

(職務権限の明確化)

**第9条** 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定める。

(相談窓口の設置)

**第10条** 使用ルール等について、生研内外からの相談受付窓口を総務部管理課に設置する。

(通報及び告発の受付窓口)

- 第11条** 不正使用に関する生研内外からの通報及び告発（以下、「通報等」という。）の受付窓口を総務部総務課に設置する。
- 2 不正に係る情報は適切且つ速やかに最高管理責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。
  - 3 不正に係る調査の手続きに関する要領を別途定める。

(不正防止計画の策定及びその推進)

- 第12条** 不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定する。
- 2 不正防止計画を適切に推進する為、防止計画推進部署を総務部総務課に設置する。
  - 3 防止計画推進部署は、最高管理責任者の指導監督の下、主体的に不正防止対策を講じる。
  - 4 防止計画推進部署は、最高管理責任者の指示の下、適宜、モニタリングを実施し、証拠書類の確認、関係者へのヒアリング等を行う。

(監査の実施)

- 第13条** 内部監査部門は、総務部の職員で構成し、最高管理責任者の指導監督の下、内部監査を実施し、会計書類の検査等の他、モニタリングが有効に機能しているか等も確認・検証する。

(発注・検収体制の整備)

- 第14条** 適正な発注・検収業務体制を構築する為、発注者以外のチェックを徹底することとし、原則として、総務部管理課において公的研究費に係る物品等の納品検収を行う。

(関係者の意識向上)

- 第15条** 最高管理責任者及び生研内の各責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対する説明会の開催等により、使用ルールの周知徹底や適正な管理・運営に対する意識の向上を図る。また、研究者等の行動規範を策定する。

(取引業者への対応)

- 第16条** 生研における公的研究費に関わる取引業者は、生研が求めた場合には、誓約書を提出しなければならない。
- 2 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。